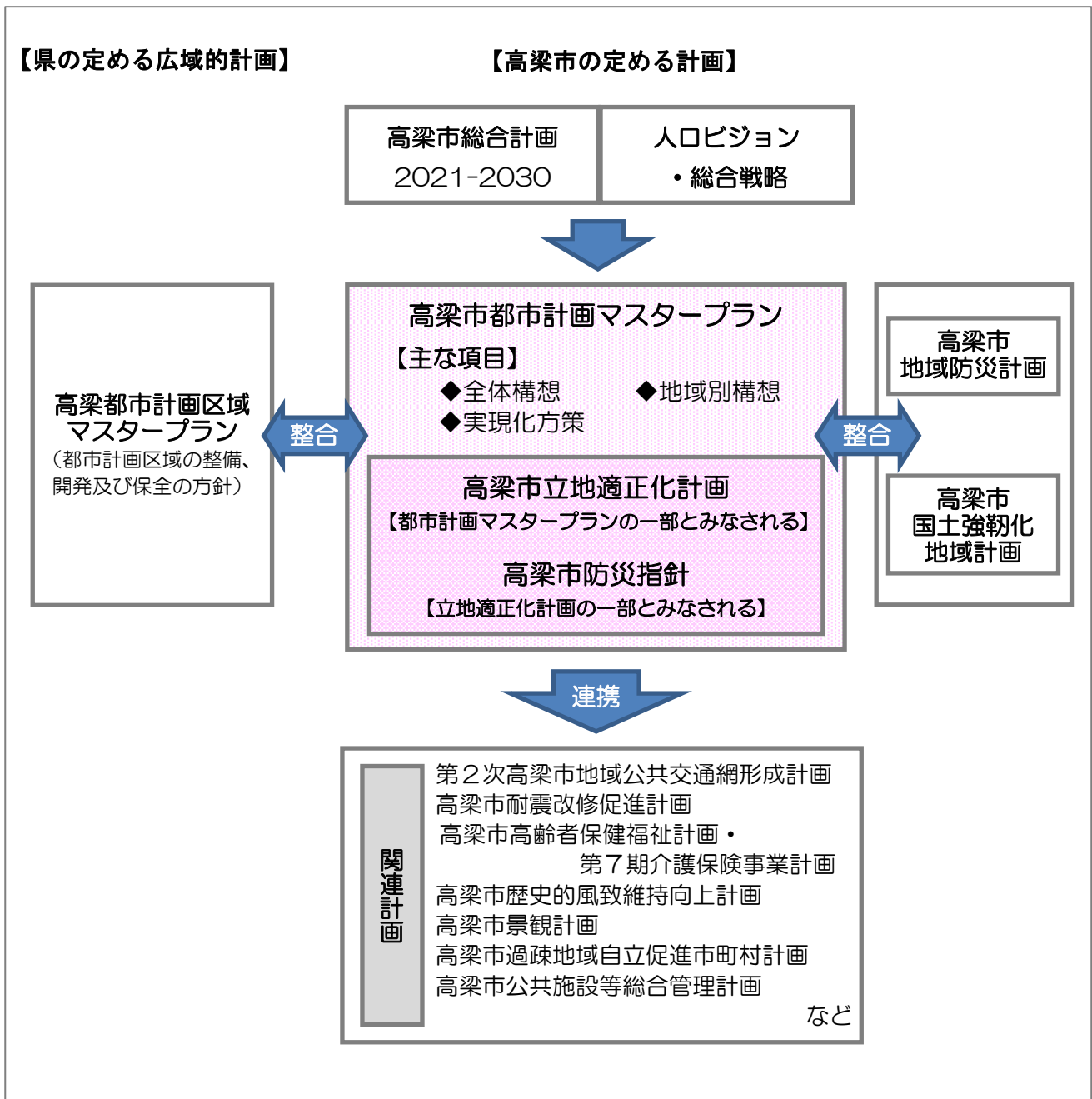


第2章 上位・関連計画の整理

2-1. 立地適正化計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市計画法第18条の2の規定により定める「高梁市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。そのため、高梁市都市計画マスタープランと両輪となって、上位計画で定める将来都市像の実現を目指します。

また、岡山県が定める広域のマスタープランである「高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図るほか、他の関連計画などとも連携しながら計画策定をします。



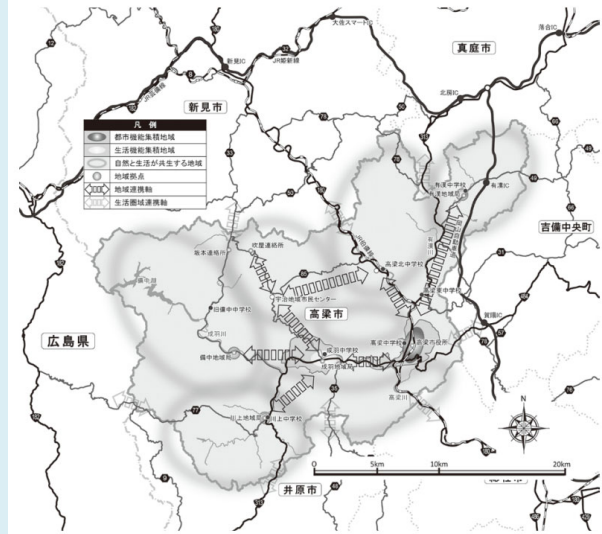
2-2. 上位・関連計画において目指す将来像・都市構造

上位・関連計画より抽出した将来像・都市構造等を本計画に反映します。

■都市機能維持・確保の方針

全ての地域において特性を活かした多様な暮らしを維持するため、中心市街地を核としながら、有漢地域・川上地域・備中地域の中心部を地域拠点と位置付けています。

また、周辺集落を公共交通ネットワークで結び、移動手段を確保することや、交通利便性を活かした住環境づくりに努めることなどにより、都市拠点である高梁地区や生活拠点である成羽地区と、機能を相互に利用し合いながら、市全体として日常生活に必要な機能を充足できるまちづくりを進めることとしています。



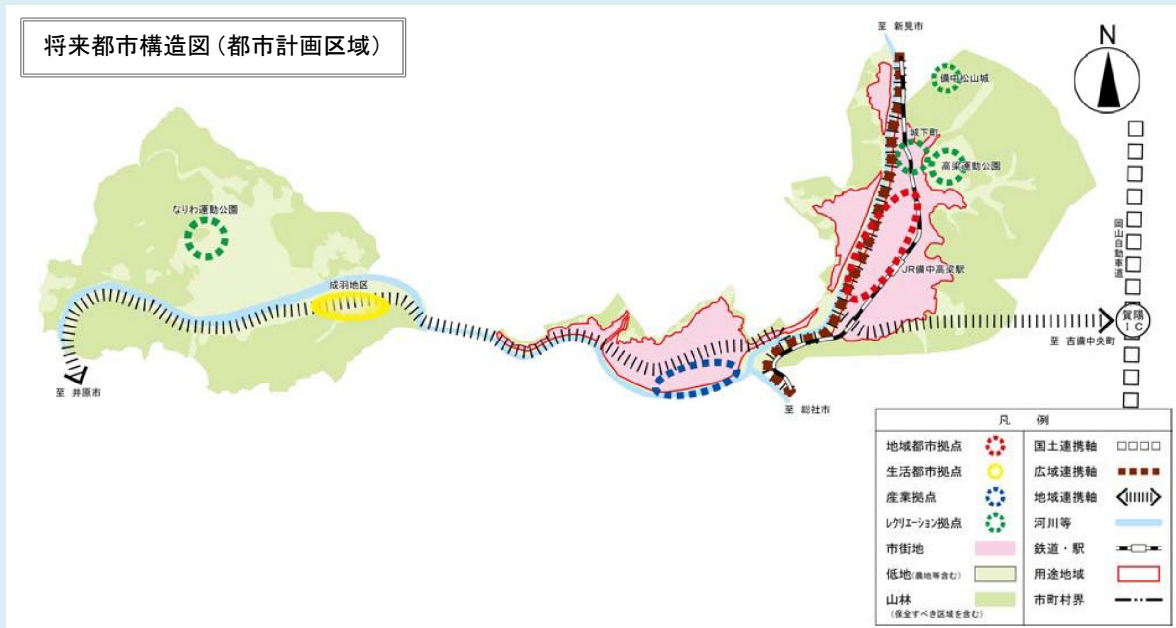
資料：高梁市総合計画 2021-2030

■都市計画区域の将来都市構造（土地利用）

高梁市街地は地域都市拠点として、近隣都市との機能分担を図りながら、県中西部の中心としての都市機能の維持・充実を図ることとしています。

落合市街地については、既存工業地等を産業拠点として位置づけ、産業機能の集積を図ることとしています。

成羽中心部は生活都市拠点として、日常生活の拠点機能を担う地域であり、住民に身近な都市機能の維持に努めることとしています。

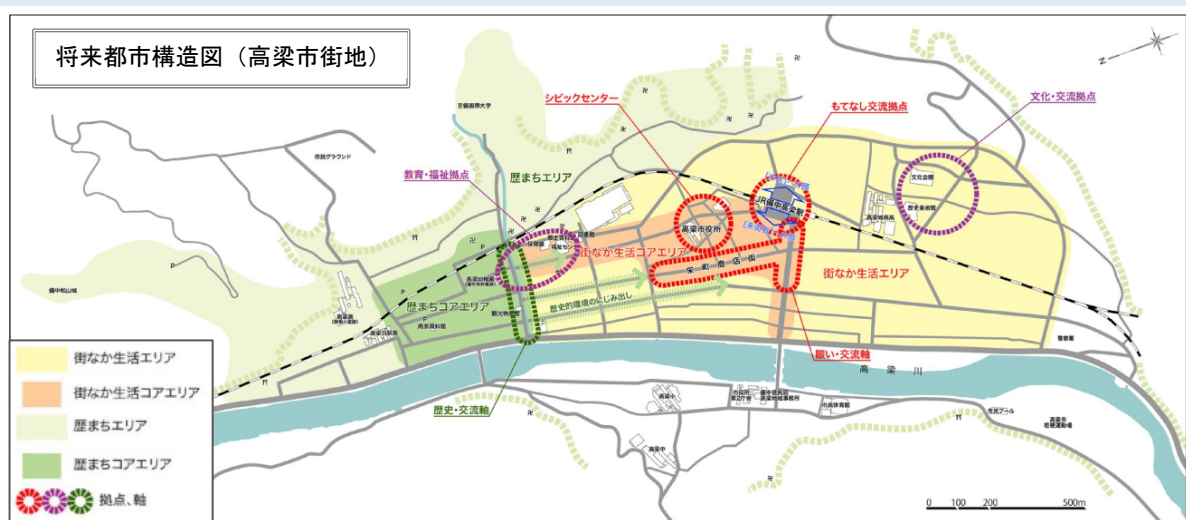


資料：高梁都市計画区域マスタープラン

■高梁市街地の将来都市構造（土地利用）

高梁市街地は、主に以下のとおりゾーン区分しています。

- ◇街なか生活エリア : 高梁川、市道南町近似線、JR 伯備線、紺屋川筋で囲まれる備中高梁駅を中心とする一帯
- ◇街なか生活コアエリア : 栄町商店街と駅前大通りの一部
- ◇歴まちエリア : 紺屋川筋北側と JR 伯備線の東側に広がる武家屋敷や神社仏閣の広がる一帯
- ◇歴まちコアエリア : 紺屋川北側の一部



資料：高梁市都市ビジョン（街なか編）

■公共交通

市の最上位の都市像と連携し、「ひと・まち・自然にやさしい公共交通」の形成を目指しています。施策の展開として、地域公共交通の再編や公共交通を利用した中心市街地への来訪・観光促進のための公共交通の基盤強化を図ることとしています。

交通拠点には、「備中高梁駅」、「成羽病院周辺」、「川上町地頭地区（川上地域局周辺）」の3つを挙げています。

■福祉・医療

基本理念には、「心のつながりを大切に支えあい助けあう安心のまち」を掲げ、高齢者の介護予防、健康づくりの支援、地域包括ケアシステムの深化、推進、在宅医療と介護の連携推進を目標としています。

市内7つの区域（高梁、高梁東、高梁北、有漢、成羽、川上、備中）を日常生活圏域として設定し、高齢者福祉・介護に係る基盤整備の中心的な位置づけとしています。

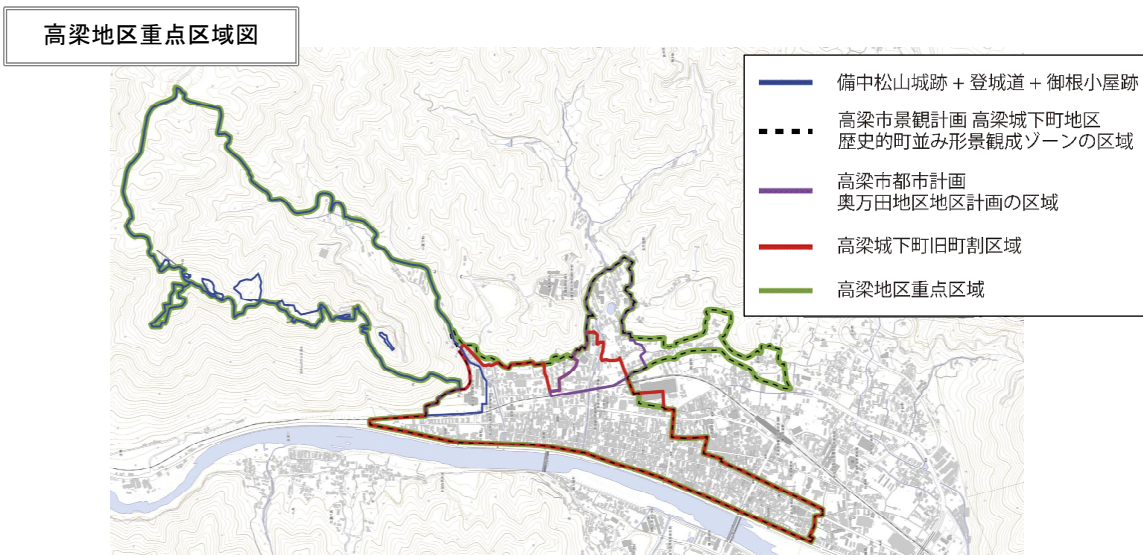


資料：高梁市高齢者保健福祉計画
・第7期介護保険事業計画

■歴史的風致

高梁地区の約160ha、吹屋地区の約600haを重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を展開することとしています。

高梁地区については、かつての城下町の範囲及び地区の歴史的風致を形成する備中松山城への登城道に関連するエリアも考慮して設定しています。



江戸時代の町割りを残す城下町の範囲を指定し、そこで行われる神社の祭礼や民間信仰、松山踊り等の歴史的風致の維持向上を図るとともに、備中松山城跡周辺をつなぐ遊歩道（登城道）が所在する臥牛山東部一帯を指定。



資料：高梁市歴史的風致維持向上計画（第2期）

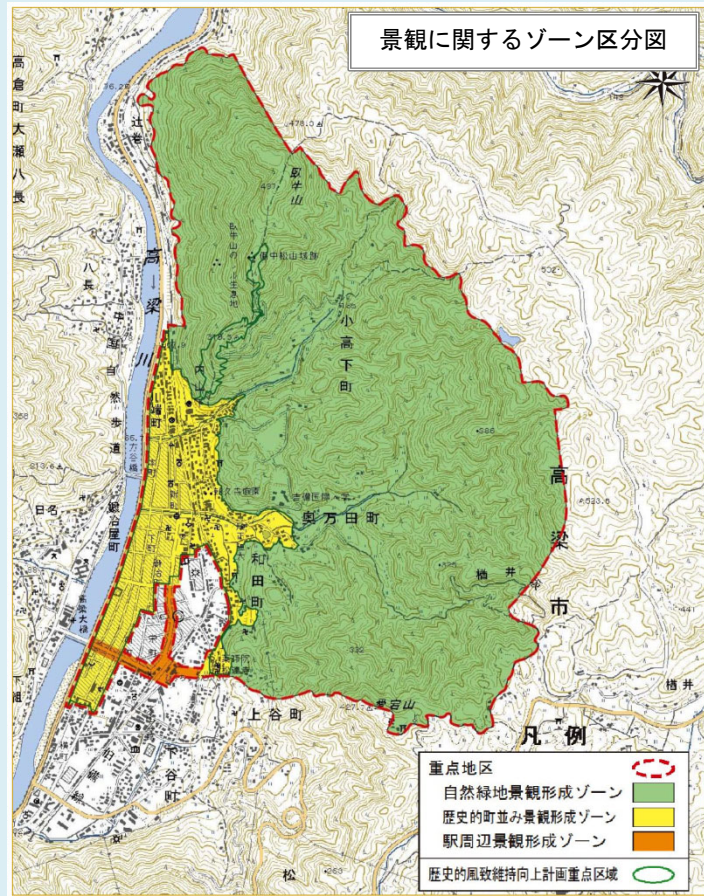
■景観

市全体の基本目標として、「備中高梁の風情を活かす景観まちづくり」を掲げています。重点地区を高梁城下町地区に指定し、自然緑地景観形成ゾーン、歴史的町並み景観形成ゾーン、駅周辺景観形成ゾーンが設定されています。

自然緑地景観形成ゾーンでは、町並みの背景となる山々の保全に努めながら、山並みに調和した景観形成が求められています。

歴史的町並み景観形成ゾーンでは、城下町の佇まいの保全と継承を図りながら、歴史的な町並みに調和した景観形成が求められています。

駅周辺景観形成ゾーンでは、市の玄関口として、賑わいの中にも落ち着きを感じられる魅力ある町並みを形成することが求められています。



資料：高梁市景観計画

■観光

令和3年(2021年)6月、観光課、日本遺産・歴まち推進室の事務所を市役所2階から旭町の空き店舗跡に移転しました。事務所には、(一社)高梁市観光協会本部も常駐し、業務を行います。

インバウンド対応や広域観光、観光に関わる人材育成が重要になる中、観光・交流を横断的に位置付け、新たな取り組みのための体制を整え、市観光協会と協働して一元的にマネジメントを進めていきます。



観光課、日本遺産・歴まち推進室、
(一社)高梁市観光協会本部